

令和6年度版 自治会長ガイドブック

発行にあたって

「自治会長ガイドブック」は、地域でご活躍されている自治会長の皆様の一助となり、その活動の充実を図ることを目的として、下野市自治会長連絡協議会と下野市の協働により作成しました。

今後の皆様の活動にあたり、ご活用いただければ幸いです。

下野市自治会長連絡協議会

事務局

〒329-0492 下野市笹原 26 番地

総合政策部 市民協働推進課 自治振興交流グループ

主担当:柳田 副担当:堤 グループリーダー:小野

TEL:0285-32-8887 FAX:0285-32-8606

Mail:shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp



自治会長ガイドブック 目次

自治会長活動編

1	自治会組織の概要	1
2	自治会長活動中の保険・補償制度	7
3	自治会への補助制度	9
4	自治会から市への申請事項	13
5	市広報紙等の文書配布（通年）	26
6	その他	27

自主防災活動編

1	自主防災組織の設置について	29
2	自主防災組織等への支援	31
3	各種団体との連携による活動の活性化	32
4	下野市指定避難所の開設方法	33
5	下野市防災ラジオについて	38
6	下野市消防団員の募集と概要について	40

資料編

資料1	主な自治会関係年間事業	43
資料2	業務別問い合わせ先一覧	44
資料3	市各課・関係施設の連絡先	47
資料4	主な公共施設の連絡先	51

協力依頼・お知らせ	53
-----------	----

☆自治会加入促進ハンドブック☆

1 自治会組織の概要

1 自治会とは・自治会の必要性

- 一定の区域にお住まいの方々が、お互いに助け合い、生活環境を維持・向上させ、明るく住みやすい地域をつくるために組織された「地縁により自主的に形成された任意の団体」です。
- 住民一人ひとりが、自治会活動を通じて地域の親睦を深めるとともに、快適で住みよい地域社会を実現するために、生活環境の整備や住民福祉の向上、安全安心な地域づくりなど、様々な課題に取り組む組織です。
- 行政と連携し、「協働によるまちづくり」を進めるうえで、最も重要な組織です。

2 自治会の主な活動

各自治会により活動は様々ですが、主として次のような活動を行っています。

- 住み良い地域環境づくり
- 積極的な防犯・防災活動
- 地域の交流を深める行事の開催
- 広報や市議会だよりなど、行政の情報資料配布への協力
- その他、地区住民の利益増進に係る活動

3 自治会長とは

(1) 地域における役割

自治会長は、次に例示するように、多様な役割を担っています。
自治会や地域の発展のためにも、自治会長の任期は2年以上とすることが望ましいと考えられます。

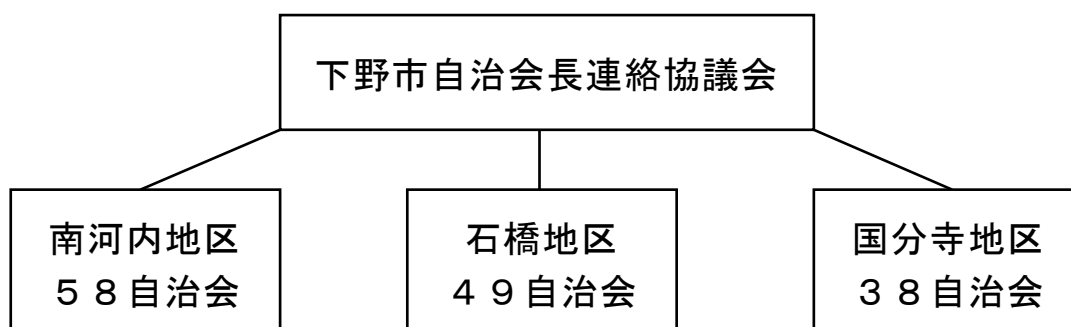
- 自治会組織の代表者
- 自治会会員相互のまとめ役
- 自治会で行う事業の最高責任者
- 他の団体や行政機関とのパイプ役

(2) 行政事務の一部を委嘱

市民と行政の連携を図り、行政情報の効果的な周知、協働によるまちづくりを推進することを目的として、住民自治組織の代表として自治会長となった方に「下野市自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱」に基づき、行政事務の一部を委嘱しています。

職 務	・市広報紙の配布に関すること。 ・一般周知事項に係る文書の配布に関すること。 ・災害発生時における被害の調査及び救援物資等の配布に関すること。 ・市と自治会住民の連絡に関すること。 ・その他市長が必要と認めた事項に関すること。
報 償	均等割（50,000円）＋戸数割（400円×戸数）
支給時期	年2回（9月に1/2、3月に1/2）
委嘱者数	145名（南河内58名・石橋49名・国分寺38名）

4 下野市の自治会組織



5 下野市自治会長連絡協議会とは

自治会相互の連絡及び情報交換並びに住民自治の円滑な運営に資するため、「下野市自治会長連絡協議会設置要綱」に基づき、「下野市自治会長連絡協議会」を設置しています。同協議会は市内のすべての自治会長により構成されています。

6 各地区について

自治会長連絡協議会では、「下野市自治会長連絡協議会設置要綱」に基づき、「南河内地区」、「石橋地区」、「国分寺地区」の3地区から役員を6名ずつ18名選出し、自治会相互の連携、親睦等を図ることを目的とし、情報共有をしながら様々な活動をしています。

7 下野市の自治会の現況

市内には145の自治会があります。最小10世帯程度から最大600世帯程度で、平均100世帯程度となっています。また、加入率は地域住民の多様化、アパート等の集合住宅の増加等により低下傾向にあります。

自治会への加入は任意ですが、地域住民間の繋がりや地域での活動には欠かせない組織です。市では、転入者に自治会加入を促すリーフレットを配布し加入促進を図っています。

8 コミュニティ推進協議会

一定の地域内や小学校区内の自治会によって組織される団体の一つにコミュニティ推進協議会があります。これは、地域をより良くするために地域課題を自ら検討し、課題解決に向けて一体となって取り組む組織であり、市内で12団体が活動しています。

単位自治会だけでは解決が難しい大きな地域課題の解決に向けて、自治会の枠を超えて活動しています。

自治会加入率の推移（各年度４月１日現在）

年度	市内総世帯数	自治会加入 世帯数	自治会 加入率
H25	21,996世帯	15,469世帯	70.3%
H26	22,296世帯	15,518世帯	69.6%
H27	22,567世帯	15,493世帯	68.7%
H28	22,898世帯	15,475世帯	67.6%
H29	23,283世帯	15,511世帯	66.6%
H30	23,714世帯	15,554世帯	65.6%
R1	23,958世帯	15,480世帯	64.6%
R2	24,402世帯	15,434世帯	63.2%
R3	24,727世帯	15,460世帯	62.5%
R4	24,947世帯	15,493世帯	62.1%
R5	25,260世帯	15,438世帯	61.1%

住みよい毎日のために

自治会に加入しよう！



自治会とは？

- 地域に住む人たちの親睦と結びつきを深め、住みよい地域を築いていくことを目指す自治組織です。
- その地域で生活しているという地縁の絆が安全安心な生活につながります。
- 下野市には 145 の自治会があり、地域の特性に応じて活動しています。

地域のつながりが大切です！

- 「引っ越して来たばかりで頼れる人がいない」「突然の災害でどうしよう」など、困ったときにすぐ頼れる存在は、ご近所さんであり、自治会です。
- 多様性の時代における個人の尊重と同じように、地縁の絆を大切にすることが暮らしやすい地域をつくれます。



自治会に加入するには？

- 自治会未加入の方や転入された方など、最寄りの自治会長や班長へご連絡ください。
- ご近所でお尋ねしても自治会長や班長が分からない場合は、市民協働推進課へご相談ください。

お住まいの自治会は

自治会名

担当者名

(自治会長・班長)

連絡先

自治会の活動

市内の自治会では主に
次のような活動をしています

市広報紙・ 行政カレンダーの配布

市が発行する広報紙には、
さまざまなお知らせが掲
載されています。
行政カレンダーを見ると、
ごみ収集日が分かり便利
です。



お知らせ文書等の回覧

市や市以外の公的団体等
から、さまざまな情報が
届きます。



地域の美化活動

ごみステーションの管理や整備、クリーン
作戦の実施など、皆さんが気持ちよく住み
やすい町になる
よう、美化活動
に取り組んでい
ます。



地域を守るための 要望や陳情

青少年の健全育成も踏まえ
ながら、防犯灯やカーブミ
ラーの新設、道路の修繕な
ど、自治会で取りまとめて
市に要望します。



子ども育成会や 老人クラブ等への支援

自治会内の子どもたちやお年寄りの交流が
進むよう、子ども
育成会や老人クラ
ブ等を支援してい
ます。



夏祭りなど地域での 伝承行事など

夏祭りや伝統行事は、
地域の絆を確かめる良
い機会となっていま
す。地区の運動会やレ
クレーション大会にも
参加します。



阪神淡路大震災で倒壊した家屋から救助された方の約80%が、東日本大震災で津波から避難した方の約90%が、
家族や近所の方からの声掛けや救助活動で救われたというデータがあります。
普段の自治会のつながりが、緊急時の自分や家族を救うことにつながります。

自治会に関してのご相談は
最寄りの自治会長、
または市役所へご連絡ください。

連絡先

〒329-0492 下野市笹原 26 番地
下野市総合政策部市民協働推進課（市役所 2 階）
電話 0285-32-8887

詳しくはこちらの
QRコードから



2 自治会長活動中の保険・補償制度

1 市が主催・共催する自治会活動中の事故

○全国町村会総合賠償補償保険

保険の契約者	下野市
補償対象者	自治会長及び自治会活動参加者
補償の対象となる事故	・市が主催・共催する社会体育、社会文化及び社会福祉の活動・行事 ・市の事前の承認又は依頼を受けて行う社会奉仕活動 ・その他、市主催の住民参加行事 ・自治会活動の中で、市の管理下又は市から依頼を受けた活動等 ※活動の内容によっては、対象外の場合があります。 詳細については、当該活動の担当課へお問い合わせください。
補償の対象とならない事故	・自治会が自主的に実施する自治会活動
補償内容	・死亡 500万円 ・後遺障害 障害の程度に応じて20～500万円 ・入院を伴う傷害 入院日数に応じて2～30万円 ・通院を伴う傷害 通院日数に応じて5千円～12万円
担当課	当該活動の担当課

2 自治会長業務中の災害補償

○下野市委託業務等に係る災害補償に関する規程に基づく補償

補償対象者	自治会長
補償の対象となる事故	○業務上の災害（事故） ○業務上通勤時の災害（事故）
補償の対象とならない事故	×自治会長としての業務によるものでない場合 ×業務上であっても法令等に反する場合
補 償 内 容	療養補償、休業補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償
担 当 課	市民協働推進課 TEL 32-8887

3 自治会主催で行う自治会活動の場合

自治会が独自に行う行事については、市が加入している保険・補償の対象外となります。このため、各自治会が契約者となって、保険に加入することをお勧めします。

民間の損害保険会社には、様々な「自治会活動保険」がありますので、それぞれの活動に適した保険を選びましょう。

3 自治会への補助制度

1 自治会振興費交付金

目 的	自治会単位で行う事業費・活動費に対する交付金
交付内容	①均等割（30,000円）＋戸数割（1,500円×加入戸数） ※4月1日現在の戸数で交付額を計算します。年度途中で戸数が増減しても、交付額は変わりません。 ②自治会公民館を所有している場合は30,000円を加算 ※複数の自治会で使用している場合は案分します。
申請方法	①申請は不要 ②自治会事業年度終了後、実績報告書・収支決算書を市に提出（総会資料で可）
交付時期	年2回（7月に1/2、1月に1/2）
根拠等	・下野市自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱 ・下野市自治会振興費交付金交付要綱
担当課	市民協働推進課 TEL 32-8887

2 自治会公民館建設費（新築・改築）補助金

目 的	自治会公民館を新築する際、または、すでに自治会で維持管理している自治会公民館の改築や修繕を行う際に、その工事費に対して補助する制度です。
補 助 内 容	新築：工事費の2分の1以内 (限度額500万円・千円未満切り捨て)
	改築：工事費の2分の1以内 (限度額150万円・千円未満切り捨て) ※空調設備の改修・整備も対象となります。 (扇風機等持ち運びできるものは除く)。 ※前5年以内に交付した額がある場合は、その額を差し引きます。
対象外経費	(1) 事務費及び手数料 (2) 備品の購入費及び修繕費 (3) 増改築を伴わない本体の解体費 (4) 10万円未満の修繕工事(事業費10万円未満) (5) 土地購入費 (6) 整地費及び外構工事費 (7) 損害保険等により補填された場合は、その金額を補助対象経費から控除する。
申請手続き	次ページに記載
根 拠 等	・ 下野市自治会公民館建設費補助条例 ・ 下野市自治会公民館建設費補助条例施行規則 ・ 下野市自治会公民館建設費補助規程
担 当 課	市民協働推進課 TEL 32-8887

自治会公民館建設費補助金を利用する際の手続きの流れ

ステップ1 工事計画についての事前相談

- ・工事計画時に必ず市民協働推進課へご相談ください。
- ・新築工事は、工事期間が長くなること、補助額が高額になることから、計画的に進める必要があります。そのため、着工から工事完了後の実績報告までを単年度内に終了するよう計画を立て、着工する年度の前年9月末までにご相談ください。

ステップ2 申請書提出

- ・事業計画書、収支予算書、見積書（写）、平面図（写）を添付し申請します。なお、工事着工後の申請は受け付けできません。必ず着工前にご相談・申請手続きをしてください。

ステップ3 交付決定

- ・申請書を審査のうえ、補助金交付決定通知書をお渡しします。

ステップ4 工事完了、実績報告、補助金交付請求

- ・実績報告書、収支決算書、請求書、領収書（写）、施工前後写真をご提出ください。完了検査を行います。

ステップ5 補助金交付

- ・請求書提出後、おおむね1か月後に指定口座に振り込みます。

3 資源回収報奨金

目的	資源回収を実施した団体に対する報奨金制度
補助内容	回収重量 1 kgにつき 5 円（10円未満切捨） ※空びんは、1 本当たり 0.5kg として計算
申請方法	① 資源回収団体届出書提出 ② 回収・売却 ③実績報告書・交付請求書提出 ※売却確認書類（仕切り書等の原本）を添付 ④交付
交付時期	4 月～ 6 月請求分： 7 月交付 7 月～ 9 月請求分： 10月交付 10月～12月請求分： 1 月交付 1 月～ 3 月請求分： 4 月交付
根拠等	・ 下野市資源回収報奨金交付要綱
備 考	制度の詳細については、担当課へお問い合わせください。
担当課	環境課 TEL 32-8898

4 自治会から市への申請事項

1 防犯灯・道路反射鏡等の設置要望申請について

市では、夜間における犯罪の防止と歩行者等通行の安全対策として、防犯灯や道路反射鏡等を設置し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

つきましては、今年度の事業実施場所を選定するにあたり、各自治会の設置要望を取りまとめていただき、要望書及び申請書を届けていただきますようお願いいたします。

(1) 要望書・申請書

①防犯灯設置要望書

②道路反射鏡（カーブミラー）設置要望書

③交通安全看板設置申請書

④路面標示設置要望書

※信号機・横断歩道等の規制に関する要望は市ではお受けできませんので、下野警察署か栃木県警察本部にご相談ください。

●提出期限

6 月末日

(2) 故障修繕

「市が設置した防犯灯が点灯しない」など、故障している場合は、設置場所の電柱番号、付近の住所、〇〇さん宅前などを、安全安心課へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、蛍光灯の防犯灯は随時 LED 防犯灯に交換していますが、東京電力に申請が必要なため、工事完了まで日数がかかります。ご了承ください。

(3) 問い合わせ先

安全安心課危機管理グループ

T E L 0 2 8 5 - 3 2 - 8 8 9 4

F A X 0 2 8 5 - 3 2 - 8 6 0 9

防 犯 灯 設 置 要 望 書

年 月 日

下野市長

様

自治会名

住 所

自治会長名

防犯灯の設置について、下野市防犯灯設置基準第4条の規定により関係書類を添えて要望します。

記

1 設置場所

順 位	申 請 場 所	電 柱 等 の 種 類 ・ 番 号
	付近	柱 番号

2 関係書類

- (1) 土地所有者の承諾
(電柱等の敷地)

住 所

氏 名

㊦

- (2) 設置場所周辺地権者の承諾
(農地等所有者)

住 所

氏 名

㊦

- (3) 位置図・付近見取図

注1 複数の防犯灯の設置要望をする場合は、優先度の高い順に順位を記入すること。

注2 「電柱等の種類・番号」欄には、東電柱、N T T柱等の別およびその番号を記入すること。

注3 複数の承諾が必要な場合は、空欄を利用して記入すること。

注4 下野市防犯灯設置基準に基づき担当者の現場確認の上で設置の可否を決定するため、必ずしもご要望に添えない場合があります。ご了承ください。

(下野市防犯灯設置基準より抜粋)

第3条 防犯灯は、原則として市が管理する道路に設置するものとし、設置基準は、次のとおりとする。ただし、防犯対策上、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 自治会の区域内及びその周辺で地域住民が通行する道路を照明する場所とする。
- (2) 設置間隔は、屋外照明から50メートル程度とする。
- (3) 東電柱又はN T T柱への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールを使用して設置することができる。

様式第1号（第4条関係）

防 犯 灯 設 置 要 望 書

年 月 日

下野市長 様

自治会名 ○○○自治会
住 所 下野市○○123番地4
自治会長名 下野 太郎

防犯灯の設置について、下野市防犯灯設置基準第4条の規定により関係書類を添えて要望します。

記

1 設置場所

順 位	申 請 場 所	電 柱 等 の 種 類 ・ 番 号
1	下野市笹原26番地 付近	東電 柱 番号 笹原○○○

2 関係書類

- (1) 土地所有者の承諾
(電柱等の敷地) 住 所 下野市○○145番地1
氏 名 笹原 五郎 (印)
- (2) 設置場所周辺地権者の承諾 住 所 ①下野市○○155番地2
(農地等所有者) 氏 名 小金井 次郎 (印)
- (3) 位置図・付近見取図 ②下野市○○165番地2
駅東 三郎 (印)

注1 複数の防犯灯の設置要望をする場合は、優先度の高い順に記入すること。
注2 「電柱等の種類・番号」欄には、東電柱、N T T柱等の別およびその番号を記入すること。
注3 複数の承諾が必要な場合は、空欄を利用して記入すること。
注4 下野市防犯灯設置基準に基づき担当者の現場確認の上で設置の可否を決定するため、必ずしもご要望に添えない場合があります。ご了承ください。
(下野市防犯灯設置基準より抜粋)
第3条 防犯灯は、原則として市が管理する道路に設置するものとし、設置基準は、次のとおりとする。ただし、防犯対策上、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
(1) 自治会の区域内及びその周辺で地域住民が通行する道路を照明する場所とする。
(2) 設置間隔は、屋外照明から50メートル程度とする。
(3) 東電柱又はN T T柱への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールを使用して設置することができる。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

下野市長 様

自治会

会長

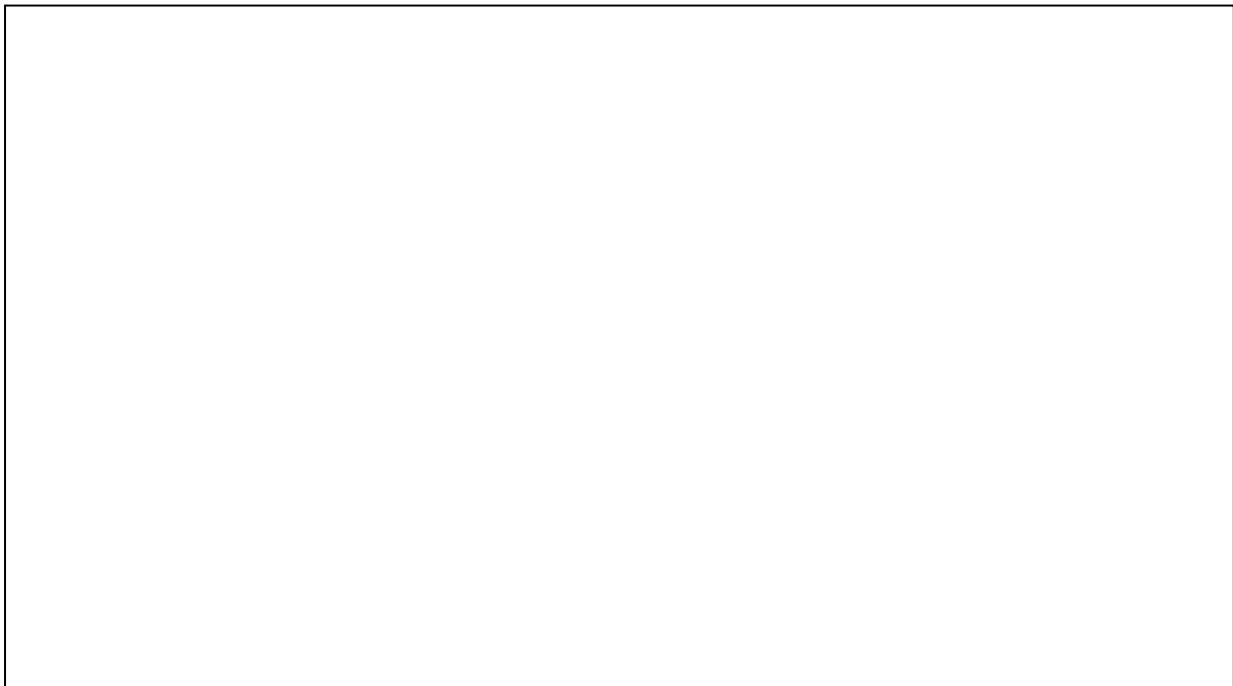
道路反射鏡（カーブミラー）設置要望書

このことについて、交通安全の確保を図るため、下記のとおり設置されたく要望いたします。

記

優先順位

設置場所略図（カーブミラーの設置箇所及び方向がわかるように記入してください）



土地所有者の承諾
（私有地に設置する場合）

住所
氏名 _____ 印

設置箇所隣接者の承諾
（道路敷地に設置する場合）

住所
氏名 _____ 印

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

下野市長 様

〇〇〇 自治会
 会長 下野 太郎

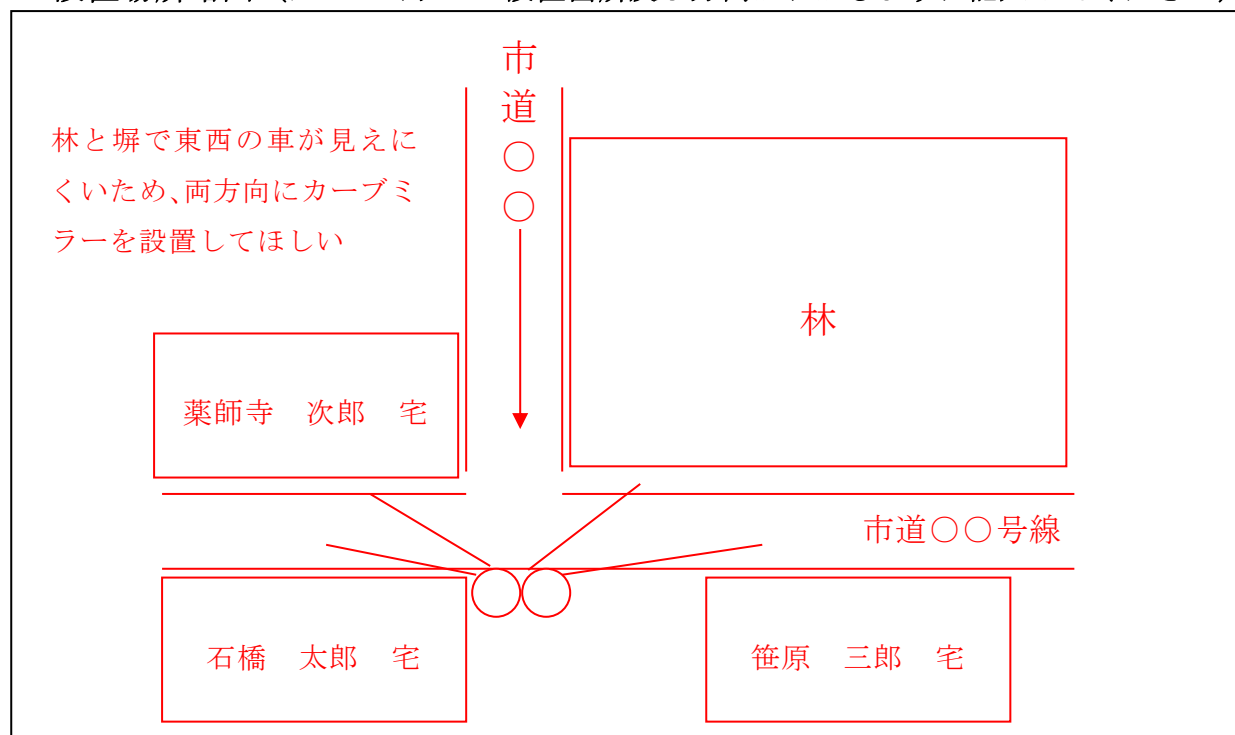
道路反射鏡（カーブミラー）設置要望書

このことについて、交通安全の確保を図るため、下記のとおり設置されたく要望いたします。

記

優先順位 1

設置場所略図（カーブミラーの設置箇所及び方向がわかるように記入してください）



土地所有者の承諾
 （私有地に設置する場合）

住所 下野市〇〇123番地4
 氏名 石橋 太郎 印

設置箇所隣接者の承諾
 （道路敷地に設置する場合）

住所 下野市〇〇124番地5
 氏名 笹原 三郎 印

令和 年 月 日

下野市長 様

自治会

自治会長

電話番号

交通安全看板設置申請書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置をして
いただきたく申請いたします。

記

番号	看板の種類	番号	看板の種類
1	とびだし注意（大）	6	安全確認（大）
2	交差点注意（大）	7	スピード落とせ（大）
3	通学路注意（大）	8	スピード落とせ（小）
4	学童多し注意（大）	9	横断歩道あり（大）
5	止まれ（大）	10	横断歩道ありスピード落とせ（小）

設置場所略図（設置箇所がわかるように記入してください）

注1 希望する看板の番号に○を付けてください。

注2 設置場所は標識ポールやカーブミラーのポールに限ります。

令和 年 月 日

下野市長 様

〇〇〇 自治会

自治会長 下野 太郎

電話番号 3 2 - 8 8 9 4

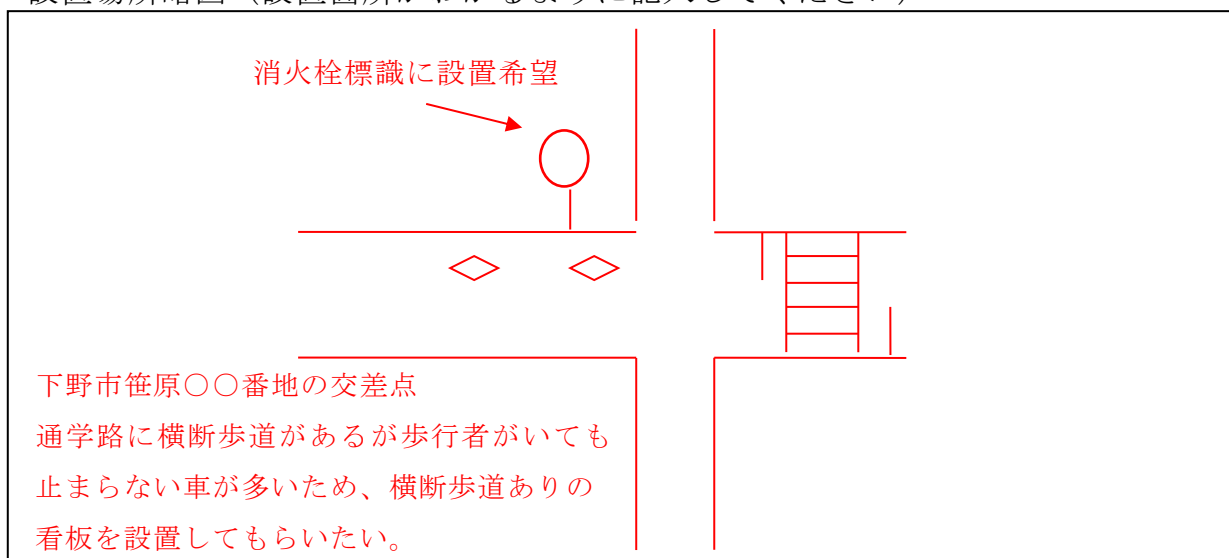
交通安全看板設置申請書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置をして
いただきたく申請いたします。

記

番号	看板の種類	番号	看板の種類
1	とびだし注意（大）	6	安全確認（大）
2	交差点注意（大）	7	スピード落とせ（大）
3	通学路注意（大）	8	スピード落とせ（小）
4	学童多し注意（大）	9	横断歩道あり（大）
5	止まれ（大）	10	横断歩道ありスピード落とせ（小）

設置場所略図（設置箇所がわかるように記入してください）



注1 希望する看板の番号に○を付けてください。

注2 設置場所は標識ポールやカーブミラーのポールに限ります。

令和 年 月 日

下野市長 様

自治会

自治会長

電話番号

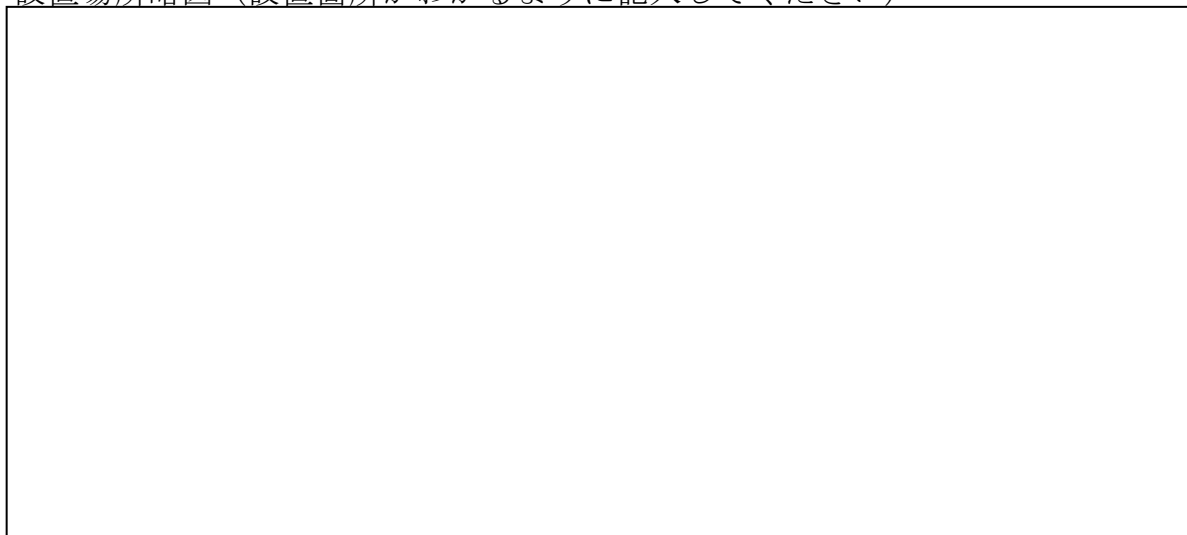
路面標示設置（修繕）要望書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置（修繕）をしていただきたく要望いたします。

記

番号	種類	番号	種類
1	通学路注意	5	クロスマーク（＋・T）
2	カーブ注意	6	停止指導線
3	交差点注意	7	その他（ ）
4	スピード落とせ		

設置場所略図（設置箇所がわかるように記入してください）



注1 該当の番号に○を付けてください。

注2 交通規制に係る路面標示（停止線、横断歩道、30等）の設置は、公安委員会の管轄になります。

注3 規制標識や道路状況などにより、ご要望に沿えない場合があります。

令和 年 月 日

下野市長 様

自治会

自治会長 下野 太郎

電話番号 3 2 - 8 8 9 4

路面標示設置（修繕）要望書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置（修繕）をしていただきたく要望いたします。

記

番号	種類	番号	種類
1	通学路注意	5	クロスマーク (+・T)
2	カーブ注意	6	停止指導線
3	交差点注意	7	その他 ()
4	スピード落とせ		

設置場所略図（設置箇所がわかるように記入してください）

下野市笹原〇〇番地付近の交差点

見通しが悪く、速度過多の車が多い

ため、注意を促す路面標示設置を

要望します。

注1 該当の番号に○を付けてください。

注2 交通規制に係る路面標示（停止線、横断歩道、30等）の設置は、公安委員会の管轄になります。

注3 規制標識や道路状況などにより、ご要望に沿えない場合があります。

2 自治会区域内におけるごみステーションに係る申請について

マンション・アパート等の共同住宅のごみステーション申請書と、一戸建ての住宅街のごみステーション申請書は種類と様式が異なります。
申請書類、手続き等について、事前に必ずご相談ください。

問い合わせ先

環境課

TEL 0285-32-8898

FAX 0285-32-8609

3 自治会区域内の生活道路の整備又は修繕等の要望申請について

(1) 市道の整備（舗装新設、拡幅、側溝布設）

道路整備要望書、承諾書、位置図、必要により写真等の状況の
分かる資料を提出

(2) 市道の修繕

道路修繕要望書、位置図、必要により写真等の状況の分かる
資料を提出

※ 道路の陥没など緊急を要する修繕については、急ぎご連絡ください。

(3) 注意事項

要望書の提出にあたっては、要望箇所に隣接するすべての地権者の同意（承諾書）が必要になります。

問い合わせ先

管理保全課

TEL 0285-32-8908

FAX 0285-32-8612

土地の所有者等の調査依頼書

所在地 下野市

上記の土地について、以下の理由により、所有者等の調査を依頼する。

- ☐ カーブミラーの設置協議
- ☐ 防犯灯の設置協議
- ☐ ごみステーションの設置協議

令和 年 月 日

- ☐ 安全安心課長 様（カーブミラー設置、防犯灯設置）
- ☐ 環境課長 様 （ごみステーション設置）

申請者

住所 下野市

自治会 会長

本人確認書類

- ☐ 運転免許証
- ☐ 旅券
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ その他
- ()

宅地分譲等による新規住民の

ごみステーション利用にかかる事前確認書

下野市 _____（裏面位置図のとおり）における
区画の分譲等による新規住民のごみステーションの利用について、下野市ごみステーション設置要綱の定める基準を考慮したうえで次のとおり確認した。

自治会長記入欄

- ☐ 既設ごみステーションで受け入れる
- ☐ 新規ごみステーションの設置を要望する
- ☐ 既設ごみステーション分も含めた形での新規設置を要望する
- ☐ その他（ _____ ）

年 月 日

_____ 自治会

会長 _____ 印

事業所所在地 _____

確認者

事業者名 _____

下野市ごみステーション設置要綱より抜粋

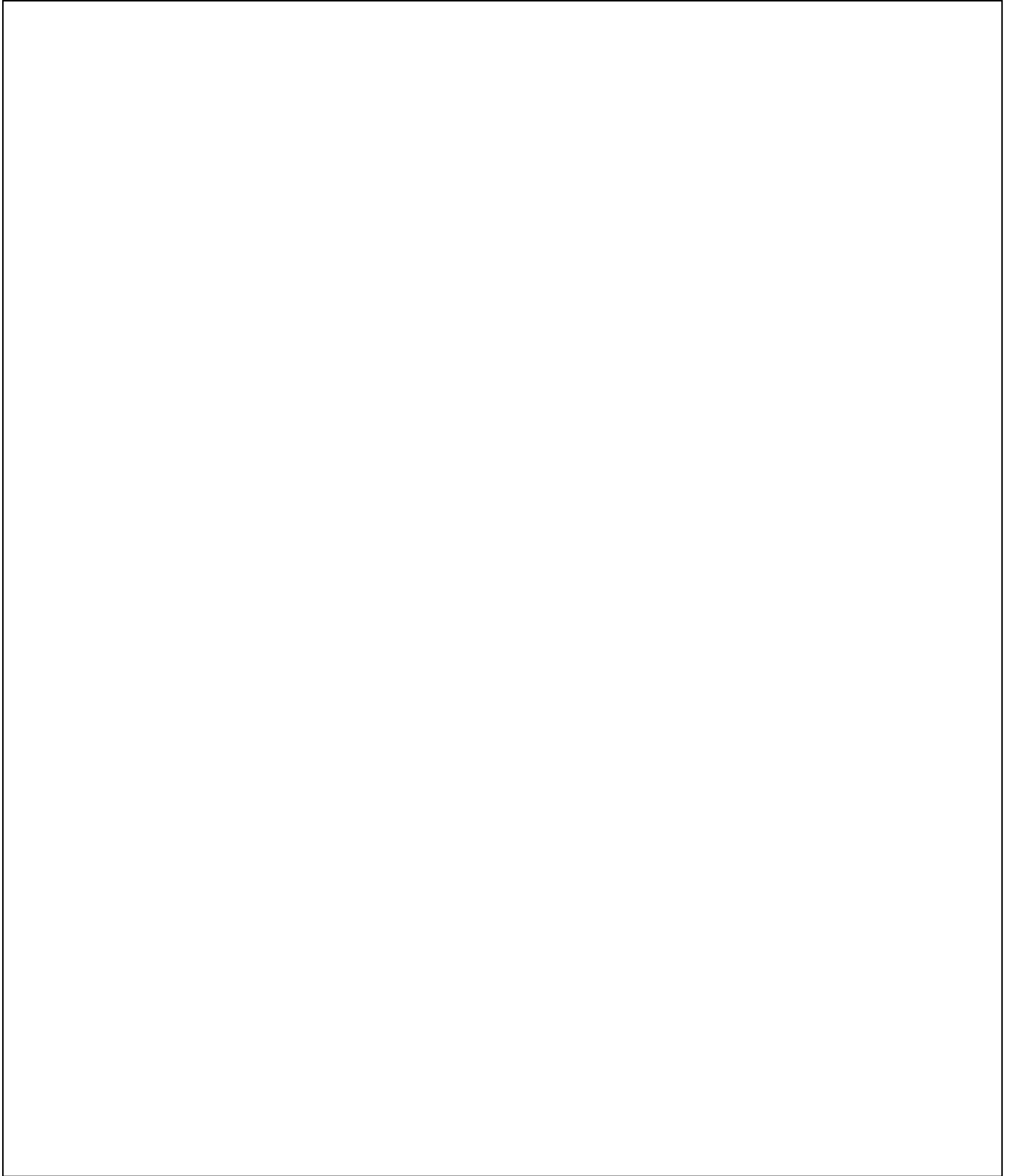
（ごみステーションの基準）

第5条 1 箇所当たりのごみステーションの利用世帯数は、概ね次のとおりとする。
ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 一般住宅のごみステーション 概ね 20 世帯以上
- (2) 共同住宅のごみステーション 概ね 10 世帯以上

分譲・開発等の当該周辺見取り図

地番 下野市



5 市広報紙等の文書配布（通年）

1 文書配送日

毎月1日（市広報紙）、15日（その他お知らせ）に配送しますので、各班への配布をお願いします。その際、すべての自治会員に回るように、各班に依頼してください。

なお、配送日が土曜、日曜、祝日であっても、配送します。ただし、12月15日・1月1日分については、12月25日に配送します。また、15日の配送がない月もありますのでご了承ください。

※市広報紙は、毎月10日までには市民の皆様が届くことを想定して作成しています。広報紙や配布物には期限があるものもあります。なるべく早く届くよう、ご配慮をお願いします。

2 文書発送元

市役所・警察・消防署からの配布文書となります。

3 自治会長宅又は文書担当者宅までの文書配送

宅配便にて配送します。

4 配布部数に不足が生じた場合

配布依頼書に問い合わせ先が記載されていますので、お手数ですが、ご連絡願います。

5 配送業務についての問い合わせ

担当課：総合政策課 TEL 32-8886

6 自治会の戸数の増減・配送先に変更が生じた場合

市民協働推進課（TEL 32-8887）までご連絡ください。

6 その他

1 市政への提案書

市民の皆様からの提案等を市政に反映させることを目的として、「市政への提案書」を受け付けています。

提出方法	○提案箱への投函（庁舎市民ロビーに設置） ○郵送、FAX、メール、しもつけオンラインサービスでの提出
担当課	総合政策課 TEL 32-8886

2 市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」

市民の皆様が「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指し、一人ひとりの率直な意見・要望・提言を伺い、今後のまちづくりに反映させるため、市政懇談会を開催しています。

開催時期	10月（詳しくは広報紙、ホームページ及びメール配信にて周知します。）
担当課	総合政策課 TEL 32-8886

3 市長と話そう！「ふれあいトーク」

市長が市内で活動している団体・グループの皆様と下野市のこれからのまちづくりについて話し合い、市政を身近に感じてもらうとともに、市政への理解を深めてもらう、ふれあいトークを開催しています。

対象	5～10人の団体・グループ
開催日	平日（正午～午後1時）
担当課	総合政策課 TEL 32-8886

※一部形式を変更する場合があります。

4 自治会の法人化（認可地縁団体制度）について

市へ認可を申請し、認可されることにより、自治会等の法人格を取得し、団体名義で不動産登記が可能となります。詳しい制度の内容及び申請方法等については、担当課までご相談ください。

担当課	市民協働推進課 TEL 32-8887
-----	---------------------

5 下野インフォメーション（メール配信サービス）

あらかじめ利用登録された方の携帯電話やスマートフォン、パソコンへ市政情報やイベント情報を配信します。メールまたはLINEで受信することができます。



左記二次元コード
からアクセスして
登録してください。

担 当 課	総合政策課 TEL 32-8886
-------	-------------------

6 しもつけシティーガイド

携帯電話やスマートフォン、パソコンからアクセスできる電子地図です。下野市の公共施設や指定避難場所、医療機関など多種多様な地図情報を取得できます。



左記二次元コード
からアクセスして
ください。

担 当 課	総合政策課 TEL 32-8886
-------	-------------------

7 とちぎテレビデータ放送

市内の郵便番号を登録した地上波デジタル放送対応テレビで、リモコンの「d」ボタンを押すと、下野市の最新情報が文字放送で見られます。

高齢者などでインターネットを利用できない方にご紹介ください。

担 当 課	総合政策課 TEL 32-8886
-------	-------------------

自主防災活動編

1 自主防災組織の設置について

自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の住民が災害から地域を守るために自発的に結成する組織です。

行政では組織化までの相談や、活動補助金の交付などの支援を行っています。

阪神・淡路大震災のとき、倒壊した家屋の下から「助かった」人の割合は「自力で助かった」が34.9%、「家族に救助された」が31.9%、「友人、隣人に救助された」が28.1%で、救助隊などの「公的救助」はわずか1.7%でした。

自主防災組織の活動

災害による被害を「予防」し、「軽減」するための活動を行います。
まずはできるところから。特に訓練は継続して行うことが重要です。

平時 の 活動例

防災知識の普及
地域危険個所の把握
防災訓練の実施
防災用資機材の整備
など

災害時 の 活動例

情報伝達・収集
住民の避難誘導
給食・給水等の活動
負傷者の救出・救護
など

自主防災組織のつくりかた

1 自主防災組織のタイプ

地域として一体性を有する自治会単位が適当ですが、地域の実情や連帯性などを考慮し、自治会の役員会等で話し合います。

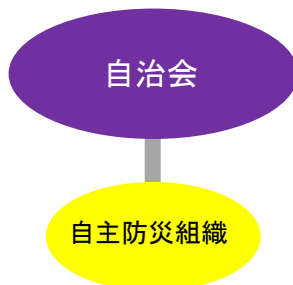
重複型



自治会の代表者や役員が自主防災組織の代表者や役員を兼ねます。

自治会と自主防災組織の活動を一体的に行えるメリットがあります。

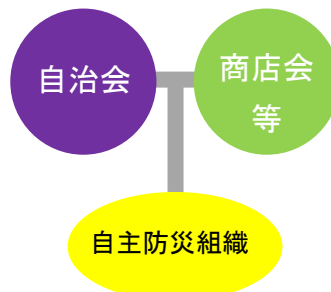
下部組織型



自治会の一部門として自主防災部門を設置し、独自の代表者と役員を置きます。

防災活動に専念できるメリットがあります。

別組織型



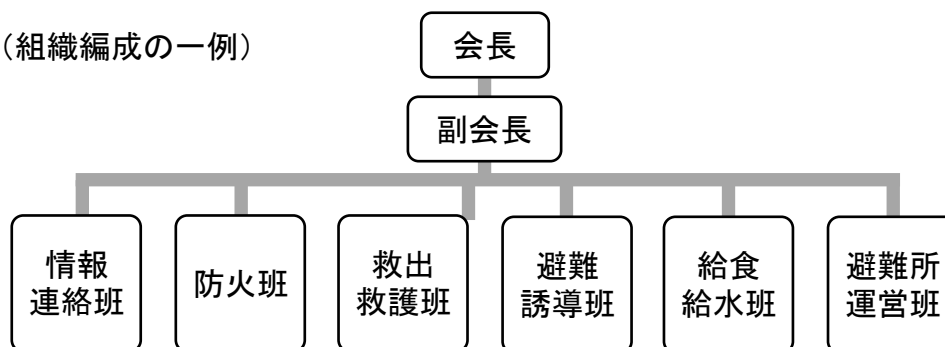
自治会が他の自治会や商店会等と連携し、自治会とは別に組織を結成します。

幅広くお互いの長所を生かした活動ができます。

2 規約や組織編成について話し合う

自治会の役員会等で、組織編成地域として一体性を有する自治会単位が適当ですが、地域の実情や連帯性などを考慮し、自治会の役員会等で話し合います。

(組織編成の一例)



3 自治会の総会等で決議する

自主防災組織の結成を総会の議題とします。このときに防災活動の重要性や必要性についても説明し、皆さんの参加意識を高めましょう。

4 安全安心課へ相談・連絡

「自主防災組織を立ち上げたいけど…」「資機材は何を購入すればよい?」「訓練のやり方は」など、いつでもお気軽に安全安心課にご相談ください。

また、自主防災組織が結成できたら、市の安全安心課にご連絡ください。設置届や自主防災組織活動補助金交付制度等についてご案内いたします。

自主防災組織の活動を盛り上げよう

「継続は力なり」

自主防災組織を組織したら、一人でも多くの住民に参加してもらうことが大切です。継続的に活動し、一人ひとりの防災意識を向上しましょう。

○こんな活動があります

- ・ 購入した防災資機材の確認
- ・ 地域の危険な個所を確認して防災マップを作る
- ・ 消火器を使って初期消火訓練を行う
- ・ 高齢者など、避難に時間がかかる住民を把握する
- ・ 実際に炊き出しをしてみる
- ・ 市や消防署、防災士などを講師に防災講話をひらく
- ・ 地元の消防団と連携して、避難訓練を行う
- ・ 地区防災計画（自分の地域の防災計画）を作る

など

自主防災会規約・自主防災計画・組織・防災関連機関等・防災資機材等の備蓄品などの参考例については、安全安心課へお問い合わせください。

2 自主防災組織等への支援

自主防災組織の育成強化を図るため、次のとおり支援しています。

1 自主防災組織への補助金

補 助 内 容	防災資機材の整備に関する補助
補 助 額	会員世帯数に応じた限度額（下表参照）

会員世帯数	補助限度額	会員世帯数	補助限度額
50世帯以下	200,000円	251～300世帯	300,000円
51～100世帯	220,000円	301～350世帯	320,000円
101～150世帯	240,000円	351～400世帯	340,000円
151～200世帯	260,000円	401～450世帯	360,000円
201～250世帯	280,000円	450～500世帯	380,000円
251～300世帯	300,000円	501世帯以上	400,000円
301～350世帯	320,000円	※当初申請時の世帯数が基準	

補 助 内 容	防災組織活動に関する補助
補 助 額	組織活動経費の1/2（年5万円限度）

補 助 内 容	防災士資格取得に関する補助
補 助 額	受講に係る受講料・交通費等（7万円を限度）

内容や申請方法等の詳細は下記担当課へお問い合わせください

安全安心課

TEL 0285-32-8894

FAX 0285-32-8609

3 各種団体との連携による活動の活性化

1 自主防災組織間の連携

近隣の自主防災組織と連携した活動ができれば、地域の防災力はさらに大きなものとなります。組織同士による協議の場を定期的に設けたり、合同防災訓練を実施したりするなど、組織間の連携を図りましょう。

2 消防団との連携

地域の防災活動において、消防団は不可欠な存在です。自主防災活動における意見交換や防災訓練での指導・協力の依頼、さらには地域の行事等において交流を深めるなど、ふだんから、地域を管轄する分団・部との連携を深めましょう。

3 諸団体との連携

(1) 学校との連携

年少期における防災教育は、将来にわたる地域防災力の維持・向上及び人材育成において、とても重要です。このため、地域の学校と連携しながら、児童生徒の自主防災活動への積極的な参加を促すような工夫が大切です。

(2) 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等との連携

高齢者や障がい者等の災害時要援護者の防災・避難については、地域の福祉活動を担当する民生委員・児童委員や市社会福祉協議会等との連携が必要です。日ごろから、非常時の対応や助け合いについて話し合う機会をもちましょう。

(3) 女性防火クラブとの連携

消防団と同様に、地域の防災活動において、女性防火クラブは大きな役割を果たしています。自主防災活動において、女性の視点による地域の課題・改善点等について意見交換を行うなど、組織の特色を生かした交流を図りましょう。

4 下野市指定避難所の開設方法

災害時には、市災害対策本部がどの避難所を開設するかを決定し、施設の安全を確認して開設します。

開設するときは、表 1 の順序で、災害の規模や範囲等により開設する施設を増やします。

避難所情報はメール、市ホームページ、屋外拡声器、テレビの文字放送、ラジオや広報車等、複数の手段でお知らせします。

◇表 1 「避難所開設順序」

開設順序	国分寺地区	石橋地区	南河内地区
第 1 次避難所	国分寺公民館	スポーツ交流館	ふれあい館
第 2 次避難所	国分寺東小学校 旧国分寺西小学校	石橋北小学校 古山小学校	南河内公民館 緑小学校
第 3 次避難所	災害の規模や範囲等により開設する施設を増やします（次ページ表 2 ～ 4 のとおり）。		

- ①指定緊急避難場所は、災害の発生等により一時的に難を逃れる緊急時の避難場所です。災害の種類ごとに指定します。
- ②指定避難所は、避難してから一定期間生活するための施設として指定します。
- ③壬生町及び上三川町と協力し、避難者の受け入れを相互に行っています。壬生町は「南犬飼地区公民館」、上三川町は「明治小学校」、「明治南小学校」、「坂上小学校」に避難することができます。遠方で避難した場合は、無理に帰宅せず、最寄りの避難所などで安全を確保してください。

◇表 2 国分寺地区

N0	指定避難所	所在地	電話番号	洪水 災害	地震	大規模 火 事
1	国分寺公民館 【第1次避難所】	小金井1127	0285-40-5563	○	○	○
2	国分寺東小学校 【第2次避難所】	柴897-1	0285-44-3161	○	○	○
3	旧国分寺西小学校 【第2次避難所】	川中子3278	-	○	○	○
4	国分寺武道館 【第3次避難所】	駅東7-3-13	0285-32-8920	○	×	○
5	国分寺東児童館 【第3次避難所】	駅東7-4	0285-44-2604	○	○	○
6	コミュニティセンター友愛館 【第3次避難所】	柴1019-1	0285-40-8111	○	○	○
7	国分寺小学校 【第3次避難所】	小金井4-2-3	0285-44-0004	○	○	○
8	国分寺中学校 【第3次避難所】	小金井4-1-8	0285-44-0050	○	○	○
9	国分寺B & G海洋センター 体 育館【第3次避難所】	小金井277-2	0285-44-5131	○	○	○
10	国分寺駅西児童館 【第3次避難所】	小金井5-22-1	0285-44-0786	○	○	○
11	国分寺聖武館 【第3次避難所】	国分寺628-2	0285-32-8920	○	○	○
12	保健福祉センターゆうゆう館 【第3次避難所】	小金井789	0285-43-1231	○	○	○
13	国分寺運動公園	小金井277-2	0285-44-5131	広域避難場所		

◇表 3 石橋地区

NO	指定避難所	所在地	電話番号	洪水 災害	地震	大規模 火 事
14	スポーツ交流館 【第1次避難所】	大松山1-7-1	0285-52-1124	○	○	○
15	石橋北小学校 【第2次避難所】	上古山1932	0285-52-1134	○	○	○
16	古山小学校 【第2次避難所】	下古山3-1-9	0285-52-1132	○	○	○
17	石橋高等学校 【第3次避難所】	石橋845	0285-53-2517	○	○	○
18	石橋小学校 【第3次避難所】	花の木1-4	0285-52-1131	○	○	○
19	石橋体育センター 【第3次避難所】	大松山1-7-1	0285-52-1124	○	○	○
20	石橋中学校 【第3次避難所】	石橋1130	0285-52-1130	×	○	○
21	細谷小学校 【第3次避難所】	細谷693	0285-52-1133	○	○	○
22	石橋図書館 【第3次避難所】	大松山1-7-3	0285-52-1136	○	○	○
23	グリムの館 【第3次避難所】	下古山747	0285-52-1180	○	○	○
24	保健福祉センターきらら館 【第3次避難所】	下古山1220	0285-52-3711	×	○	○
25	ふれあいセンター 【第3次避難所】	下長田146	0285-52-1184	○	○	○
26	大松山運動公園	大松山1-7-1	0285-52-1124	広域避難場所		

市外	南犬飼地区公民館	壬生町安塚 1179	0282-86-0031	こちらへも避難 することができます
----	----------	---------------	--------------	----------------------

◇表 4 南河内地区

NO	指定避難所	所在地	電話番号	洪水 災害	地震	大規模 火 事
27	ふれあい館 【第 1 次避難所】	三王山698-5	0285-47-1126	○	○	○
28	南河内公民館 【第 2 次避難所】	田中681-1	0285-48-2393	○	○	○
29	緑小学校 【第 2 次避難所】	緑3-16-1	0285-40-6601	○	○	○
30	祇園小学校 【第 3 次避難所】	祇園2-21-3	0285-44-5002	○	○	○
31	南河内体育センター 【第 3 次避難所】	仁良川1141	0285-48-2392	×	○	○
32	仁良川コミュニティセンター 【第 3 次避難所】	仁良川1468	0285-32-8887	○	○	○
33	南河内小中学校 【第 3 次避難所】	薬師寺986	0285-48-0010	○	○	○
34	旧薬師寺小学校 【第 3 次避難所】	薬師寺1412	0285-48-0009	○	○	○
35	旧吉田東小学校 【第 3 次避難所】	中川島7	0285-48-5007	×	○	○
36	南河内東体育館 【第 3 次避難所】	本吉田783	—	×	○	○
37	南河内東公民館 【第 3 次避難所】	本吉田783	0285-48-5511	×	○	○
38	旧吉田西小学校 【第 3 次避難所】	下坪山959	0285-48-5008	×	○	○
39	南河内第二中学校 【第 3 次避難所】	祇園4-16-3	0285-40-6030	○	○	○
40	薬師寺コミュニティセンター 【第 3 次避難所】	薬師寺 1387-25	0285-48-5522	○	○	○
41	上三川高等学校 【第 3 次避難所】	上三川町大字 多功994-4	0285-53-2367	○	○	○
42	祇園原公園	祇園3-4	—	広域避難場所		
43	諏訪山公園	緑1-2	—			
44	別処山公園	絹板611-1	—			

45	三王山ふれあい公園	三王山700-1	0285-38-7150	広域避難場所
46	仁良川中央公園	仁良川60街区	—	
市外	明治小学校	上三川町 大山524	0285-53-0070	こちらへも避難 することができます
	明治南小学校	上三川町 多功1412	0285-53-0237	
	坂上小学校	上三川町 坂上628	0285-56-2074	

5 下野市防災ラジオについて

1. ラジオの引継ぎについて

自治会長や自主防災組織代表者等に配付している防災ラジオは、会長や代表に変更があった場合には、新しい自治会長や代表者に引き継いでいただけますようお願いいたします。

2. 下野市防災ラジオとは

下野コミュニティFM放送（87.9MHz）である「FMゆうがお」を受信することができ、「FMゆうがお」から発信される緊急割り込み放送により、自動起動する機能を備えたラジオです。

3. 防災ラジオの特徴

- ①【FMゆうがお】、【NHK-FM】、【RADIO BERRY】、【NHK第1放送】、【NHK第2放送】、【CRT栃木放送】の6局が受信可能です。

- ②国から発信されるJアラートや市から発信される避難情報を受信すると、スイッチが入っていなくても自動で起動し、最大音量で緊急情報を流します。（＝緊急割り込み放送）

※緊急割り込み放送には「FMゆうがお」の電波を使用しますので、必ず「FMゆうがお」を受信できる場所においてください。

- ③毎月第2、第4木曜日の正午に試験放送を実施します。その際には最大音量で音声が出力される場合がありますので、ご注意ください。

4. 注意点

- ①電波状況によって、一部受信しにくい地域がございますのでご注意ください。
- ②平時は付属のACアダプタをつないでください。
停電時も使用できるよう単3電池4本もセットしてください。
電池はおおむね1年に1度程度交換してください。

5. 有償配布について

下野市役所安全安心課にてお申し込みください。

- | | |
|--|-----------|
| ○75歳以上の方のみで構成する世帯 | 1台 1,000円 |
| 〔家族の仕事や学業等で、日中75歳以上の
方のみで構成される世帯含む〕 | |
| ○上記以外の世帯や事業所 | 1台 2,000円 |

6. 無償貸与について

○無償貸与の対象者

- ・市内に住所を有する80歳以上の方のみで構成される世帯
- ・視覚障がい者1、2級の方
- ・自治会長
- ・自主防災組織代表者
- ・民生委員・児童委員 など



6 下野市消防団員の募集と概要について

消防団は地元を守る大切な組織です

消防団は地域の大切な生命、財産を守るための組織です。自治会とも密接な関わりがありますので、ご協力をお願いいたします。

消防団員募集にご協力ください

地元にどんな人材がいるのか。一番わかっているのは、やはり地元です。

1 1 月ごろから消防団員が次年度の新入団員の勧誘を開始しますので、ご協力をお願いいたします。

※年度途中の入団も可能です。

どんな人が消防団員になれるの

- ・ 1 8 歳以上の健康な方
- ・ 市内に居住または勤務する方

ならどなたでも入団できます。

入団を希望する方がいらっしゃいましたら、まずは安全安心課までご連絡ください。

消防団の活動内容は

- ・ 災害時における消火、救助活動
- ・ 警戒時における巡回活動
- ・ 消防団点検行事への参加
- ・ 防災訓練や各種訓練への参加
- ・ ポンプ操法競技大会への参加
- ・ 防火啓発活動 など



ポンプ操法競技大会

消防団の待遇

消防団に入団すると非常勤特別職の地方公務員となり、「年額報酬」と火災現場や各種訓練に出動した際の「出動手当」が支給されます。

また、活動中のケガなどに対する補償もあり、安心して活動することができます。

下野市消防団女性部

下野市消防団では女性部を組織しており、同時に女性消防団員も募集しています。

女性の視点での活躍を期待しています。

18歳以上の健康な女性の方で、市内に居住または勤務する方ならどなたでも入団できます。

入団を希望する方がいらっしゃいましたら、安全安心課までご連絡ください。

【主な活動】

- ・ 防火・防災啓発活動
- ・ 消防団のPR活動
- ・ 防火・防災訓練等の参加
- ・ 初期消火訓練 など

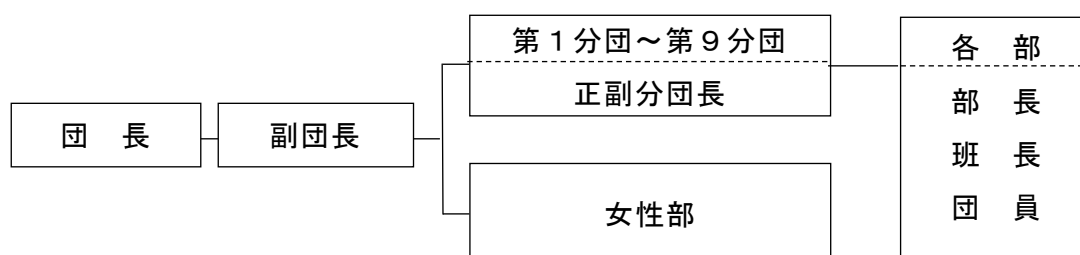


2 消防団員数の推移について

(4月1日現在)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
412名	404名	401名	390名	383名

3 消防団の組織



4 担当地区

(令和6年4月1日現在)

分団	部	定員	団員	担当地区
団長		1	1	
副団長		3	3	
分団長		9	9	
副分団長		9	9	
1 分団	1 部	25	19	下原・西区・1～3丁目・グリーンタウン地区（祇園1丁目北除く）
	2 部	25	23	4～6丁目・日生団地・祇園町・自治医大職員住宅・祇園1丁目北
	3 部	20	20	成田・町田上・町田下・下文狭・東田中・西田中
2 分団	1 部	20	19	地久目喜・仁良川上・仁良川下・西坪山
	2 部	20	19	的場・上坪山・東根・塚越
	3 部	16	16	絹板・絹板台・台坪山
3 分団	1 部	20	17	谷地賀上・谷地賀下・三王山
	2 部	18	17	川島・上吉田・鯉沼
	3 部	18	17	本吉田北・本吉田南・磯部
4 分団	1 部	25	16	石橋上町・寿町・石町・旭町・本町
	2 部	12	11	栄町
5 分団	1 部	26	21	上大領・中大領・下大領・東前原・下石橋・富士見町・入の谷
	2 部	26	22	細谷・橋本・上台・下長田
6 分団	1 部	20	16	下古山・通古山
	2 部	18	16	上古山・上原・若林
7 分団	1 部	19	15	小金井上町・仲町
	2 部	18	17	笹原・箕輪・関根井・医大前・小金井北
8 分団	1 部	22	14	下町・駅前
	2 部	24	17	柴北・柴南・あづま町・日の出町・丸野町・旭ヶ丘・烏ヶ森・駅東
9 分団	1 部	24	14	川北・川南・鈴苅町・川東・泉町
	2 部	18	15	国分・川西・紫・南国分
女性部		12	0	市全域
合計		468	383	

資料編

資料 1 主な自治会関係年間事業

時期	事業	担当課・関係機関
4 月	自治連総会・自治会長会議・研修会	市民協働推進課
5 月	赤十字活動資金募集、社会福祉協議会会員加入・会費の取りまとめ依頼	社会福祉協議会
	青少年育成市民会議総会	生涯学習文化課
	青少年育成市民会議会員加入・会費の取りまとめ依頼	
	とちぎの環境美化県民運動	環境課
6 月	市民体育祭（ティーボール大会）	スポーツ振興課
9 月	市民体育祭（キンボールスポーツ大会）	スポーツ振興課
	市自治会連協研修※	市民協働推進課
	市総合防災訓練※	安全安心課
10月	赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金依頼	社会福祉協議会
	市民体育祭（運動会）・スポーツフェスティバル	スポーツ振興課
2 月	新年度自治会役員等報告	市民協働推進課

※実施時期は変更の可能性あり。

資料２ 業務別問い合わせ先一覧

●行政業務

問い合わせ項目	連絡先
自治会の戸数変更	市民協働推進課 32-8887
自治公民館の建設・修繕	
地縁による団体の法人認可	
防犯灯設置・修繕	安全安心課 32-8894
交通安全・設備（カーブミラー等）	
消防団・防災	
女性防火クラブ	
防犯	
自治会長・自治会活動（市主催・共催）の補償制度	総務人事課 32-6065
お知らせ等文書の配送	総合政策課 32-8886
広報紙	
市政への提案	
ごみステーション	環境課 32-8898
ごみの不法投棄	
空き地の雑草	
各種看板の貸出（犬のフン、ごみの不法投棄）	
道路上の犬等の死骸処理	
犬の登録・予防注射	
公害に関すること	
都市計画に関すること	都市政策課 32-8909
道路整備・区画整理・住宅耐震化・空き家バンク	整備課 32-8910
公園・市道の維持管理	管理保全課 32-8908
上下水道の料金に関すること	企業経営課 32-8911
上下水道の施設に関すること	上下水道課 32-8912

問い合わせ項目	連絡先	
民生委員・児童委員	社会福祉グループ 32-8899	社会福祉課
地域共生社会の推進	地域共生グループ 32-7087	
障がい者福祉	障がい福祉グループ 32-8900	
生活保護	生活保護グループ 32-8901	
医療費助成制度（こども・重心・妊産婦・ひとり親）	医療費助成グループ 32-8902	
子育て支援	子育て応援課 32-8903	
保育支援		
高齢者福祉	高齢福祉課 32-8904	
介護保険		
母子手帳の交付・乳幼児健診	こども家庭センター「ふわり」 32-8921	
健康診断・予防接種	健康増進課 32-8905	
緑化推進・保全	農政課 32-8906	
農道の維持管理		
一般奨学金	教育総務課 32-8917	
緊急在学奨学金		
通学路（市道）の安全確保		
就学援助	学校教育課 32-8918	
青少年育成市民会議	生涯学習文化課 32-8919	
生涯学習		
市民文化祭		
文化財の保護・活用	文化財課 32-6105	
資料館管理・運営		
スポーツの普及・推進	スポーツ振興課 32-8920	
市民体育祭・市体育施設		
市議会への請願・陳情	議事課 32-8914	

問い合わせ項目	連絡先
市民活動支援サイトYouがおネット	市民活動センター 32-7290
赤十字活動・赤い羽根共同募金活動	社会福祉協議会 43-1236

●市民相談業務

問い合わせ項目	連絡先
心配ごと相談・無料法律相談 生活困窮者の自立に向けた相談 成年後見制度に関する相談	社会福祉協議会 43-1236
消費生活相談	消費生活センター 44-4883 消費者ホットライン 188 (最寄りの消費生活センター につながります)
妊娠・出産・子育ての相談	こども家庭センター「ふわり」 32-8921
ひとり親家庭・女性相談	こども家庭センター「ふわり」 32-8922
児童虐待・児童家庭相談	
DVホットライン（相談専用電話）	こども家庭センター「ふわり」 32-8724
健康相談・こころの健康相談	健康増進課 32-8905
児童虐待緊急ダイヤル (休日・夜間)	栃木県 028-686-3005
児童虐待・児童相談所全国共通ダイヤル	イチハヤク 189 (お近くの児童相談所 につながります)
障がい者虐待・障がい者差別・障がい 者相談	社会福祉課 32-8900 障がい児者相談支援センター 37-9970
福祉まるごと相談窓口 (ひきこもり・不登校相談含む)	社会福祉課 32-7087
教育相談	学校教育サポートセンター 52-1140

資料３ 市各課・関係施設の連絡先

庁舎

課 名 等	グループ名	電話番号
総 合 政 策 課		32-8886
市 民 協 働 推 進 課		32-8887
総 務 人 事 課		32-6065
財 政 課		32-8889
契 約 検 査 課		32-8890
税 務 課	市民税グループ	32-8891
	資産税グループ	32-8892
	収納グループ	32-8893
安 全 安 心 課		32-8894
市 民 課	保険年金グループ	32-8895
	住民記録グループ	32-8896
	戸籍グループ	32-8897
環 境 課		32-8898
社 会 福 祉 課	社会福祉グループ	32-8899
	地域共生グループ	32-7087
	障がい福祉グループ	32-8900
	生活保護グループ	32-8901
	医療費助成グループ	32-8902
子 育 て 応 援 課		32-8903
こども家庭センター「ふわり」		32-8921、32-8922
高 齢 福 祉 課		32-8904
健 康 増 進 課		32-8905
農 政 課		32-8906
商 工 観 光 課		32-8907
管 理 保 全 課		32-8908
都 市 政 策 課		32-8909

課 名 等	グループ名	電話番号
整 備 課		32-8910
企 業 経 営 課		32-8911
上 下 水 道 課		32-8912
会 計 課		32-8913
議 事 課		32-8914
農 業 委 員 会 事 務 局		32-8915
行 政 委 員 会 事 務 局		32-8916
教 育 総 務 課		32-8917
学 校 教 育 課		32-8918
生 涯 学 習 文 化 課		32-8919
文 化 財 課		32-6105
ス ポ ー ツ 振 興 課		32-8920
農 業 公 社		32-8951
農 業 再 生 協 議 会		32-8962
消 費 生 活 セ ン タ ー		44-4883

庁舎以外の施設

施 設 名 等	電話番号
きらら館	52-3711
ゆうゆう館	43-1231
ふれあい館	47-1126
スポーツ交流館	52-1124
南河内体育センター	48-2392
国分寺B & G海洋センター	44-5131
しば保育園	44-2788
グリム保育園	52-1127
国分寺東児童館	44-2604
国分寺駅西児童館	44-0786

施 設 名 等	電話番号
国分寺姿西児童館	44-9318
南河内児童館	44-8420
石橋児童館	52-1129
ファミリー・サポート・センター	40-5963
国分寺図書館	44-3399
南河内図書館	48-2395
石橋図書館	52-1136
国分寺公民館	40-5563
南河内公民館	48-2393
南河内東公民館	48-5511
石橋公民館	52-1157
生涯学習情報センター	32-6122
祇園小学校	44-5002
緑小学校	40-6601
石橋小学校	52-1131
古山小学校	52-1132
細谷小学校	52-1133
石橋北小学校	52-1134
国分寺小学校	44-0004
国分寺東小学校	44-3161
南河内第二中学校	40-6030
石橋中学校	52-1130
国分寺中学校	44-0050
南河内小中学校	48-0010
国分寺学校給食センター	43-1577
学校教育サポートセンター	52-1140
グリムの館	52-1180
下野薬師寺歴史館	47-3121
しもつけ風土記の丘資料館	44-5049

施 設 名 等	電話番号
道の駅しもつけ	38-6631
下野市インフォメーションセンター オアシススポーツ館	39-6900
市民農園（下野市農業公社）	32-8951
石橋農村環境改善センター	52-1184
石橋駅自転車駐車場	52-1171
自治医大駅東自転車駐車場	44-7058
小金井駅東自転車駐車場	44-9966
グリーンタウンコミュニティセンター	44-6301
コミュニティセンター友愛館	40-8111
薬師寺コミュニティセンター	48-5522
蔓巻公園管理事務所	40-8428
三王山ふれあい公園管理事務所	38-7150
市民活動センターしもぶら	32-7290

資料 4 主な公共施設の連絡先

1 消 防

施 設 名	電話番号
石橋地区消防組合消防本部	53-0509
石橋消防署	53-6169

2 警 察

施 設 名	電話番号
下野警察署	52-0110
下野警察署石橋駅前交番	53-7374
下野警察署川中子駐在所	44-0908
下野警察署祇園交番	44-7867
下野警察署小金井交番	44-0045
下野警察署本吉田駐在所	48-5040

3 社会福祉関係施設

施 設 名	電話番号
社会福祉法人下野市社会福祉協議会	43-1236
地域包括支援センターみなみかわち	48-1177
地域包括支援センターいしばし	51-0633
地域包括支援センターこくぶんじ	43-1229
地域活動支援センターゆうがお	53-4621
障がい児者相談支援センター	37-9970
こども発達支援センターこばと園	44-6783
子ども通園センターけやき	40-0909
子育て支援センターつくし	43-1233
子育て支援センターゆりかご	48-5530
子育て支援センターみるく	39-6305

4 清掃施設

施 設 名	電話番号
クリーンパーク茂原	028-654-0018
中央清掃センター	24-3194
南部清掃センター	0280-33-3310
リサイクルセンター	39-8844

5 斎 場

施 設 名	電話番号
小山聖苑	22-1175
宇都宮市悠久の丘	028-649-1150

6 その他

施 設 名	電話番号
一般社団法人下野市観光協会（オアシスポップ館内）	39-6900
公益社団法人下野市シルバー人材センター	47-1124
宇都宮農業協同組合南河内支所	48-2211
小山農業協同組合石橋支店	53-1344
小山農業協同組合同分寺支店	44-1115
東京電力(株)栃木カスタマーセンター	0120-995-112
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	048-642-7337

下野市自治会長連絡協議会 年間依頼内容（郵便）

社会福祉法人 下野市社会福祉協議会
会長 山中 庄一

月別	事業名	内 容
5 月	・ 赤十字活動資金募集 ・ 社会福祉協議会 会員募集	赤十字活動資金募集のパンフレット・チラシ等を班回覧し、募金を取りまとめ、下記事務所へ届けていただくとともに、支援者ステッカーを協力世帯に配布くださるようお願いいたします。 ○赤十字協力会員目安額 1世帯 500円 会員募集の依頼状・チラシ等を班回覧し、会費を取りまとめ、下記事務所へ届けていただくとともに、会員証を協力世帯に配布くださるようお願いいたします。 ○会費額 1世帯 1,000円
10月	・ 赤い羽根共同募金 ・ 歳末たすけあい募金	赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金のチラシ等を班回覧し、募金を取りまとめ、下記事務所へ届けていただくとともに、赤い羽根（シール）を協力世帯に配布くださるようお願いいたします。 ○募金目安額 1世帯 800円 （内訳） 赤い羽根共同募金 500円 歳末たすけあい募金 300円
年6回	・ 社会福祉協議会 広報紙	全世帯に配布をお願いいたします。

○社会福祉法人下野市社会福祉協議会

〒329-0414 下野市小金井789番地

下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」内

【 TEL 43-1236 / FAX 44-5807 】

下野市青少年育成市民会議
会長 大塩 宗里

月別	事業等名	内 容
5 月	・ 下野市青少年育成市民会議会員募集及び会費納入	下野市青少年育成市民会議会員募集及び会費納入の依頼通知を班回覧し、会費を取りまとめ、下記の下野市社会福祉協議会窓口へ届けていただくか、又は、指定口座へお振込いただきますようお願いいたします。 詳細は5月頃通知にてご案内します。 ○（一般）会費目安額 1世帯 100円

○納入窓口

社会福祉法人下野市社会福祉協議会窓口

〒329-0414 下野市小金井789番地

下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」内

【 TEL 43-1236 / FAX 44-5807 】

【問い合わせ先】

下野市青少年育成市民会議 会計 前原 保彦

又は

下野市生涯学習文化課 TEL 32-8919

民生委員・児童委員の全国一斉改選に伴う推薦について

社会福祉課

民生委員・児童委員の選出につきましては、担当区域の自治会長の皆様から候補者をご推薦いただき、市民生委員推薦会での審議後、県及び国の審査を経て、厚生労働大臣より委嘱されます。

任期は3年となっており、現在の委員の任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までとなります。

今回の全国一斉改選は令和7年12月1日となりますが、現時点での欠員地区や現任委員が退任を予定している地区におきましては、候補者選出が難航する場合があります。つきましては、自治会長の皆様におかれましては、次期民生委員・児童委員候補者の推薦に向け、現任委員と連携して取り組んでいただけますようお願いいたします。

また、令和6年度をもって退任が予定されている自治会長様におかれましては、本案件につきまして新任自治会長へ引き継ぎくださいますようお願いいたします。

記

○一斉改選年のスケジュール

令和7年

3月～4月	現民生委員・児童委員が継続、または退任による新任委員候補者の推薦のために、自治会長様にご挨拶に伺います。
5月中旬	各自治会長様宛に候補者の推薦依頼書送付 ・継続、退任に関わらず推薦書の提出をお願いいたします。 ・現委員の退任により新任委員候補者をご推薦いただく際には、現委員とご協力いただき選出くださいますようお願いいたします。
6月中旬	各自治会長様から市宛て候補者の推薦書提出期限
7月中旬	下野市民生委員推薦会開催
8月中旬	栃木県知事に推薦書を提出（県審査会） （県より厚生労働大臣あて進達）
12月1日	委嘱状交付

○民生委員・児童委員の活動内容

別添資料をご覧ください。

【担当課】

下野市健康福祉部社会福祉課
社会福祉グループ
TEL 0285-32-8899

民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

民生委員は児童福祉法による「児童委員」も兼ねており、子育ての不安や心配ごとに関する様々な支援を行っています。

また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

◆民生委員・児童委員ってどんな人になるの？

民生委員・児童委員は、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人に委嘱されます。市の民生委員推薦会による選考等、公正な手続きを経て推薦、委嘱がなされています。任期は3年で、再任も可能です。年齢要件は75歳未満の方となりますが、特別な事情がある場合は78歳未満の方も対象となります。

◆民生委員・児童委員は何人いるの？

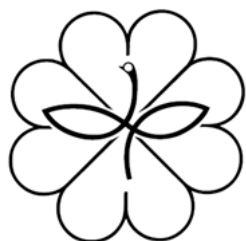
民生委員・児童委員制度は全国統一の制度であり、すべての市町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められています。

下野市全体の民生委員・児童委員の定数は108人（石橋地区38人、国分寺地区32人、南河内地区38人）となっており、その内主任児童委員は各地区2人で計6人となっています。

※令和6年4月1日時点における市全体の欠員数は4人です。

◆民生委員・児童委員の役割とは？

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ役割を果たします。



民生委員・児童委員のマーク

【担当課】

下野市健康福祉部社会福祉課
社会福祉グループ

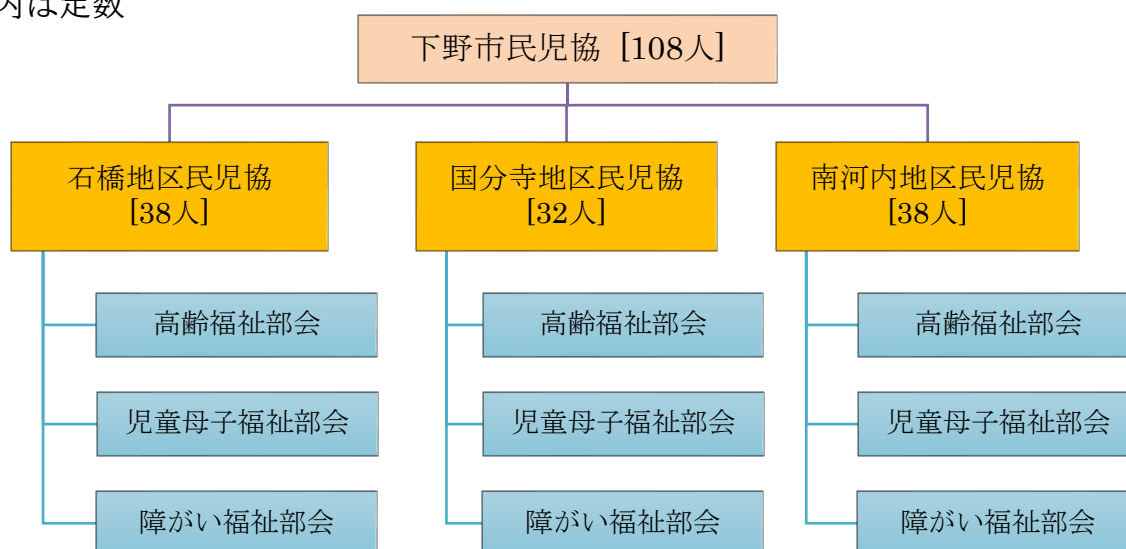
TEL 0285-32-8899

下野市における民生委員・児童委員の活動内容

下野市では、石橋地区、国分寺地区、南河内地区の地区ごとに民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という。）が設置されています。それぞれの民児協の中には3つの部会があり、部会ごとに活動する場合があります。

◆下野市の民児協組織図

※[]内は定数



◆会議（定例会）

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 石橋地区民児協定例会 | 毎月第2火曜日（年12回） |
| ② 国分寺地区民児協定例会 | 毎月第3木曜日（年12回） |
| ③ 南河内地区民児協定例会 | 毎月第4水曜日（年12回） |

◆勉強会・研修会

地区の民児協ごと、部会(※)ごとの勉強会や視察研修、県主催の研修会などがあります。

◆日頃の活動

訪問による見守り活動・実態把握・行事参加などを行い、福祉・健康・子育て・家族関係の相談を受け、行政の支援に繋がります。

◆福祉委員としての報酬

民生委員は、民生委員法に基づき給与の支給がありませんが、下野市においては「福祉委員」として委嘱し、報酬として年額125,000円を支給しています。